

支部だより 「中国新聞
広島制作センター」へ

広島支部見学委員会 副委員長 津田 正明

9月9日(土)、18年度の「県内見学会」が、総勢28名の参加で行われました。見学者ギャラリーで、担当職員から印刷工場の建物概要の説明を受け、記念撮影。その後、2階の輪転機印刷場で夕刊印刷、印刷済み新聞自動搬送、自動梱包、発送ホームまでの自動システムを見学。毎分3000枚、1時間に18万部の印刷が可能な世界最速輪転機に目が奪われました。そして1階の立



体紙庫、自動給紙場(AGV方式)印刷、原版の歴史ギャラリーと、日常の生活では見受けられない世界を体験しました。

次に別棟の多目的交流施設「メディアプラザ」の大ホールを見学。新聞印刷工場の設計コンセプトは、

「生産環境」—機能的で効率性の高い生産環境

「施設環境」—訪れる人、働く人に優しい工場

「地域環境」—周辺環境との共生、地球環境との調和

最新の技術と未来思考の「印刷工場」だと確信し、今後の業務の参考になることを願い記しました。

支部だより 中高年のためのくらしアップ講座
広島支部 チャレンジ・住まい再考

広島支部女性部会・青年部会けんちくクラブ 神岡 千春

9月10日(日)、「広島市まちづくり市民交流プラザ」で、団塊の世代を対象にした、定年後の生活をより楽しむための住まい方講座を開催しました。(参加者:50代~70代の19名)

ステップ1: レクチャー 50代からの住まい方を考える

「どうして新築ではなくリニューアルなのか」「リニューアルの実例アドバイスと注意事項」等を解説

ステップ2: 実例提案



事前に募集した2軒の改造案を、複数の建築士が模型や図面パネルでプレゼンテーション

ステップ3: Q&Aコーナー

リニューアルに関するいろいろな疑問への回答。

「どこに相談すればいいのか」「最初の相談料はいくらか」「改

造前にこの講座を聞いていれば。残念!」という声もあり、建築士会が住まいに関心のある一般の人たちと建築士を結びつける窓口となる必要性を痛感しました。今回の講座を機会に、公民館などへの出張講座も検討したいと考えています。

第3回まちづくり学習会

「浮城の町 三原をあるく」
~中世の町づくりから受け継ぐまちづくり~

社会活動貢献委員会 まちづくり担当委員 下田 卓夫

県内の各支部が主体となり企画する「まちづくり学習会」は、3回目となります。これは講義・講演などの座学と、テーマに即したまちや地域を歩き、参加者自身が体験・体得する、2部構成で進められています。

今回は三原支部と三原市歴史的建造物調査研究会の共催で、約80名の参加がありました。同研究会の来山氏より「中世の町づくりから受け継ぐまちづくり」と題して、産業衰退の同町の現状と、歴史的文化都市の崩壊が続く、駅前周辺の開発に文化的資産価値を活かせるまちづくりが望まれる、との話がありました。

次に、広島大学大学院教授の三浦先生から三原城と寺院建築について詳しい説明がありました。(三原城は、海に接し浮かんだように見えることから「浮城」と呼ばれ、有数の城郭であったこと、宗光寺山門は寝殿造りで、間口20尺(6m)は日本有数の大きさであることなど。)講義の後、城跡、宗光寺、民間の船木家の茶室と庭園など、歴史と文化資産残るまち歩きが行われました。にぎわいの消えた駅前の帝人通商店街に、コモンスペースや交流スペースを設けたケアハウス、隣接したシルバーマンションなどが建設され、商業施設優先から健康福祉のまちづくりの具体的事例を見学した後、解散しました。

まちづくりの手法も時代の変革の中で、地域ごとやテーマごとに多種多様な方法が求められ、1分野、1専門家では、解決できない時代とも言えます。専門家として地域の資産や資源の価値を見出し、提案し、その価値や必要性を地域社会と共有し、さらに政策に反映し具体化していく実践力が求められる時代とも言えます。こうした時代背景の中で、建築士のまちづくり活動の役割と貢献を地域社会に評価され、まちづくりとして実現できるステージを士会組織として構築することの一助を、社会活動委員会も担っていると改めて感じました。



MONTHLY 建築士

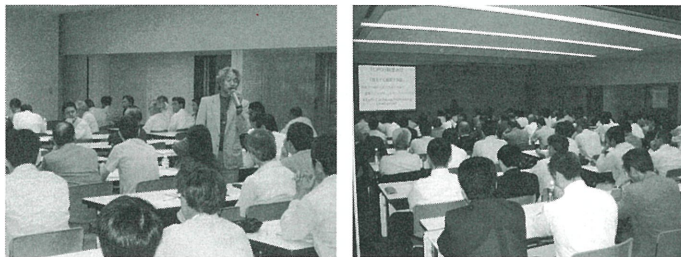
HIROSHIMA



専攻建築士登録申請説明会について

平成18年度専攻建築士登録申請の説明会が、尾道・三次・広島の3会場で開催され、200名を超える参加者がありました。南CPD・専攻建築士制度委員長より、専攻建築士についての概略と専攻建築士・CPDデータ登録に関わる書類の書き方等の説明後、活発な質疑応答がありました。専攻建築士登録申請、CPDデータ登録申請ともに11月から受付が始まります（～11月30日）。

HP (<http://www.k-hiroshima.or.jp/>) からガイド・記入例・書式はダウンロードできます。



支部だより 福山支部 見学会報告

9月9日、福山支部では参加者28名で見学会を開催しました。広島市のYKK・TOTO・大建コラボショールームと、月刊「建築士HIROSHIMA」No.14でも紹介された柳澤孝彦氏の設計で4月15日に開館した、「日本で一番、月が美しく見える美術館」というキャッチフレーズも美しい三次市の「奥田元宋・小由女美術館」を訪れました。

ショールームでは、YKKさんのご案内で主に新商品の紹介をしていただき、館内を見学しました。YKKで

お問い合わせは、本部事務局まで（☎：082-244-6830）。

○専攻建築士登録申請をされる方

- ・CPD制度に参加されてますか？（まだの方は10月中に、所属支部にて手続きしてください）
- ・ガイドを熟読の上、必ず期間中に申請を行ってください。申請書類は所属の支部に提出してください。

○CPDデータ登録申請をされる方

- ・今回のデータ登録申請可能期間は、平成17年11月1日～平成18年10月31日までの研修などです。
- ・昨年データ登録された方も、忘れずにデータ登録してください。
- ・昨年度専攻建築士に申請された方は、今回からデータ登録をしないと5年後の更新ができません。
- ・ガイドを熟読の上、必ず期間中に申請を行ってください。申請書類は本部に提出してください。

はサッシと外構などの流行を取り入れたトータルなコーディネートの商品をラインナップ。ショールーム全体を見学すると、住宅1軒丸ごとコーディネートできるコラボショールームでした。

三次市に到着し、三次ワイナリーで一息ついた後、美術館へ。満月の夜は22時まで開館とのこと、お月見を兼ねた見学の予定だったのですが、あいにくの天候不良で美術館からの満月は見ることはできませんでした。しかし美術館見学は作品・建物共案内の方の説明もあり、ゆっくり見て回りました。福山から広島、そして三次と長い1日でしたがいろいろ新鮮でした。



景観とマッチしてなかなかのものである。内部は玄関を入ると右側に居住空間の間があり、左側は来客用というか、普段使わない部屋がある。

新幹線に乗った時、窓越しに赤屋根の居蔵造りの家が多く見かけられるので、目を留めて見てはいかがでしょうか。

表紙写真について

「高尾邸新築工事」

- 設計施工／（有）松田建築設計事務所
- 所在地／東広島市西条町下三永
- 規模／平屋建て住宅
- 構造／木造（在来工法）
- 延床面積／234.10㎡（70.8坪）

近年、東広島周辺では昔ながらの「居蔵造り」の家を建てる人が少なくなっている（居住環境の変化かな?）。赤瓦葺屋根の、2階建てのように見える桁の低い2重屋根を見かけたことがあると思う。当地では一般的に居蔵造り、居蔵建てと言っている。屋根は石州瓦のキマテ色、柱桁はベンガ色。壁は竹木舞に土塗壁の上をシックイ仕上げにし、外観は一見派手だが周囲の

建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について 答申

1. 建築士制度、建築行政の執行体制等の現状と課題

(1) 建築士制度の現状と課題

- 能力の不十分な構造設計担当の建築士やチェック能力のない元請け建築士が存在している
- 重層的な設計業務の実施体制が常態化し、能力の不十分な建築士が市場で淘汰されない
- 工事監理が適切に機能していない
- 十分な報酬が得られない建築士が存在している

(2) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の現状と課題

- 新築住宅の売主等が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が十分に履行されない場合、住宅の所有者が極めて不安定な状態に置かれる

(3) 建築行政における監督体制・審査体制及び建築関連情報の管理・提供体制等の現状と課題

- 構造審査等を的確に実施するための建築主事や確認検査員の能力が不十分である
- 的確に建築行政を執行するための体制整備が急務である
- 建築物に関する情報の管理体制・提供体制が不十分である

2. 建築士制度、建築行政の執行体制等の見直しに向けた基本的な考え方

(1) 建築士制度に対する信頼の回復

- ①建築士の資質、能力の向上及び高度な専門能力を有する建築士の育成、活用

- 建築士の資質、能力の向上が必要

- ②高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

- 専門分野の建築士の関与による構造設計及び設備設計の適正化が必要

- ③建築士及び建築士事務所の業務の適正化

- 業務を依頼する建築士について消費者が直接確認できるようにすることが必要

- 管理建築士による事務所の管理機能の強化が必要

- ④工事監理業務の適正化と実効性の確保

- 工事監理業務内容等の具体化や報告内容の充実等を図ることが必要

- 建築主の工事監理者選任義務の履行を担保するための措置が必要

- ⑤業務実態を踏まえた業務報酬のあり方

- 設計業務のCAD化、専門分化等の業務実態の変化に合わせて報酬基準を見直すことが必要

- ⑥団体による建築士及び建築士事務所の業務適正化に向けた取り組みの強化

- 建築士や建築士事務所の団体により、自主的な自己研鑽や業務の適正化を図ることが必要

(2) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の実効性確保

- 新築住宅の売主等に対し瑕疵担保責任履行の実効を確保するための措置が必要

(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の充実等

- 国、都道府県及び特定行政庁は、必要かつ十分な建築行政の執行体制を整備することが必要

- 研修等を通じ建築確認等の審査能力の維持向上を図ることが必要

- 建築物及び建築士等の情報を適切に管理し、国民に提供する体制を速やかに整備することが必要

3. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

(1) 建築士制度の抜本的な見直し

①建築士に求められる資質、能力の確保等

- 建築士の資格付与要件の見直し（受験資格、実務経験及び試験内容の見直し）
- 建築士事務所に所属する建築士に対する講習受講の義務化
- 業務実施時における建築士免許証（顔写真入り）の提示の義務化

②高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

- 一定規模以上の建築物等について、構造設計又は設備設計について高度の知識等を有する一級建築士（特定構造建築士、特定設備建築士（仮称））による設計図書の作成又は法適合性証明の義務付け
- 確認申請時に、特定構造（設備）建築士が自ら設計図書を作成した場合には特定構造（設備）建築士である旨を証する書類の、その他の場合には法適合性を証明した図書の確認申請書への添付義務化
- 特定構造（設備）建築士は、構造（設備）設計図書の作成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とする

③建築士事務所の業務の適正化

- 管理建築士について一定の実務経験等の要件を付加
- 管理建築士が技術的観点から開設者に述べた意見が尊重されるよう措置
- 設計・工事監理の業務内容の管理建築士等による事前説明及び書類による確認の義務化
- 受託した設計業務等の一括丸投げの禁止、建築士事務所以外への再委託の禁止の徹底

④工事監理業務の適正化と実効性の確保

- 工事監理業務の内容、実施方法、建築主への報告内容等の適正化、明確化
- 着工届けの際に、工事監理業務の契約書を添付

⑤報酬基準の見直し

- 専門分野別に標準的な業務量を提示する等の報酬基準の見直し

⑥団体による自律的な監督体制の確立

- 団体による建築士に対する研修の実施
- 建築士事務所の団体を通じた業の適正化への取り組み（苦情相談業務の実施、団体名称の使用制限）
- 団体（指定登録法人）による建築士等の登録事務等の実施

(2) 新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置

- 保険や供託、信託等についての具体的な制度設計や消費者保護の仕組みについて検討を行った上で、住宅の売主等に対し瑕疵担保責任履行の実効を確保するための相応の資力確保措置の義務化

(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の整備等

①国、都道府県、特定行政庁における建築行政職員数の確保及び建築主事等の能力の向上、研修等

- 特定行政庁における建築行政職員数、建築主事数等の執行体制を国が定期的にモニタリング
- 建築主事等に対する建築技術、特に建築構造に関する研修プログラムを毎年度継続的に実施
- 審査等に係る法令の解釈・運用方針の明確化

②建築確認・検査の特例制度の見直し

- 建築士が設計・工事監理を行った場合の構造耐力等に関する審査省略制度の見直し

③建築関連情報の管理・提供体制の整備

- 建築物、建築士等に関する各種情報等の総合管理・提供システムの整備

④構造計算書にかかわる電子認証システムの整備

社会資本整備審議会答申（H18.8.31）を受けて 当連合会としての今後の検討課題

1. 今後の検討課題

(1) 受験資格の実務経験の内容の具体化

- ・「原則として設計及び工事監理の業務に関するもの」となっているが、確認業務の補助や施工管理等を認めるかは、今後の検討としている。

(2) 定期講習の受講義務付け対象となる建築士

- ・「建築士法第21条に規定する建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査・鑑定業務などを業として行う場合は、建築士事務所登録が必要となるが、このような建築士事務所に所属する建築士についても、講習の受講を義務付けることが必要であると考えている。」
- ・当連合会としては、建築物の質の維持向上を図るためには、定期講習の受講はすべての建築士を対象とする必要がある。ただし、受講できなかった建築士に対して罰則はないものとする。

(3) 一級建築士、二級建築士、木造建築士の受験資格・試験内容の見直し

- ・建築士制度全般について、「受験資格の見直し、試験内容の見直し等を行う」ことを考えている。

(4) 特定構造建築士の要件の具体化

- ・「一級建築士で、建築構造士（JSCA）、A P E C エンジニア（構造）を特定構造建築士と同等と認められるか」は、今後検討する必要がある。
- ・当連合会としては、構造専攻建築士と特定構造建築士の制度上の関係を整理する必要がある。

(5) 管理建築士の要件付与等の具体化

- ・「管理建築士について、一定の実務経験等の要件を付加すること」及び「管理建築士が技術的観点から、開設者に述べた意見が尊重されるよう必要な措置を講じる」旨が記されているが、これらの具体的内容を明確にする必要がある。
- ・当連合会としては、設計専攻建築士の要件との関係を整理する必要がある。

(6) 団体への強制加入について

- ・「将来の課題としている」ことを認識しつつ、当連合会としては加入率の増加策について具体的に検討する必要がある。

(7) 団体による研修の実施について

- ・建築士会が「研修等の実施団体として位置づけられたこと」を踏まえ、当連合会としては国土交通省と協議の上、円滑な実施体制を確立する必要がある。

(8) 団体による登録、閲覧事務の執行について

- ・「指定登録団体となること」を踏まえ、当連合会としては国土交通省の指導の下、効率的、効果的な実施体制を早急に実現することが必要である。

2. 上記8項目の課題については、今後、制度委員会で検討する。

10 October

- 7 土・講習会「戸建住宅をめぐる建築訴訟の現状と対策」（於・広島県情報プラザ）
 - ・「酒まつり」地域実践交流会（東広島支部）
- 8 日・一級・木造建築士試験・製図（県立広島高）
 - ・「酒まつり」地域実践交流会（東広島支部）
- 10 火・HP委員会（広島支部）
 - ・青年部女性委員会定例会（呉地区支部）
 - ・常任幹事会（福山支部）
- 11 水・青年部会定例会（尾道支部）
 - ・ボウリング大会（広島支部）
- 14 土・講習会「被災建築物応急危険度判定士」（広島県情報プラザ）
- 20 金・第49回建築士全国大会（栃木県）
- 21 土・〃
- 24 火・講習会「被災建築物応急危険度判定士」（福山土木建築会館）
- 26 木・女性委員会定例会（呉地区支部）
- 27 金・講習会「木造耐震診断」（東広島支部）
- 28 土・住宅月間行事（県北支部）
 - ・呉こどもNPOセンターYKKこどもサロン（呉地区支部青年部）
- 29 日・住宅月間行事（県北支部）
 - ・尾道地区建設関係ソフトボール大会（尾道支部）
 - ・秋の帝釈峡ウォーキングと周辺施設の見学会（福山支部）

11 November

- 10 金・建築セミナー（講師：橋本壮介氏・呉地区支部）
- 11 土・県外研修会（香川県・呉地区支部）
- 12 日・〃
- 15 土・住宅性能保証制度説明会（鯉城会館）
- 28 火・講習会「より良い建築物を造るためにー構造・施工からみて」（呉地区支部）

あなたの作品で表紙を飾ってみませんか？

随時、表紙用の写真を募集しています。写真（プリント、ネガ、データ）2～3点を設計概要、設計趣旨（400字程度）と一緒にお願いします。会員の皆様からのご応募をお待ちしています。

社団法人
広島県建築士会

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47
広島県情報プラザ5F
TEL (082) 244-6830(代)
FAX (082) 244-3840
mail : info@k-hiroshima.or.jp
URL : http://www.k-hiroshima.or.jp/